

滋賀県町村会調査委員会の運営に関する要綱

(設置)

第1条 滋賀県町村会は、町に共通する課題の調査研究を通じ、町行政の円滑な運営に資することを目的として、本会に調査委員会を設置する。

(調査委員会)

第2条 調査委員会は、町村会長の諮問に応じ、町長連絡会議において提起された課題について調査研究を行なうものとする。

2 調査委員会の委員は、町の総務部(課)長をもって充てる。

(専門委員会)

第3条 町村会長は、調査委員会から、専門的な分野についての支援要請があった場合、これを必要と認めるときは、専門委員会を設置することができる。

2 専門委員会は、専門的な分野にかかる課題について調査研究し、その結果を調査委員会に提出するものとする。

3 専門委員会の委員は、町の担当部(課)長をもって充てる。

4 専門委員会の委員の任期は、当該諮問にかかる報告が完了するまでの間とする。

(座長および副座長)

第4条 調査委員会および専門委員会に座長および副座長を各1名置く。

2 座長および副座長は、委員の互選により選出するものとする。

3 座長は、会務を総理し、委員会を代表する。

4 副座長は、座長を補佐し、座長に事故あるとき、または座長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 調査委員会および専門委員会は、町村会長が招集する。

2 専門委員会は、課題の分野ごとに会議を開催するものとする。

(報告)

第6条 調査委員会は、調査研究の結果をすみやかに町村会長に報告するものとする。

2 調査委員会の代表は、要請に応じ町長連絡会議に出席し、説明するものとする。

3 専門委員会の代表は、要請に応じ調査委員会および町長連絡会議に出席し、説明するものとする。

(その他)

第7条 この要綱に定めるもののほか、調査委員会に関し必要な事項は、町村会長が定める。

付 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成17年4月1日から施行する。

(滋賀県町村会政務調査会幹事会設置要綱の廃止)

2 滋賀県町村会政務調査会幹事会設置要綱は、平成17年3月31日をもって廃止する。